令和８年度第１回特別小委員会

議事録

開催日時 開催場所	令和８年８月２７日（木） 和歌山労働総合庁舎６階	１０時００分から １１時２０分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数３名 定数３名 定数３名	出席３名 出席２名 出席３名

事務局（玉置）

おはようございます。ただいまから第１回特別小委員会を開催いたします。

本委員会は、特定最低賃金の決定等の必要性の諮問がなされた場合、審議会会長が委員を指名して設置することとされており、本日の開催となりました。

議事に先立ちまして、本日は北道委員が欠席されておりますが、要件を満たしておりますので、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本小委員会は原則公開となっており、８月１９日付で傍聴の公示を行いましたが、傍聴希望者はございませんでした。

それでは、議事進行につきまして、委員長が選出されるまで事務局の方で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続いて、委員の皆様の御紹介ですが、皆様、審議会委員からの選出となっておりますので、お手元の資料の１ページ、特別小委員会委員名簿と机上に置かせていただいております名札とを御参照いただくことで御紹介とさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、議題に入ります。

まず、議題１の委員長及び委員長代理の選出についてですが、運営規程におきまして、委員長は公益代表委員のうちから委員を選任するとなっております。従来から、公益代表委員の互選により選出する運用となっております。

今回も同様でよろしいでしょうか。

（異議なし）

事務局（玉置）

それでは、公益代表委員で協議いただきまして、選出をお願いいたしたいと思います。

（協　議）

岡田委員

先日、公益代表委員会議において協議いたしました結果、委員長は私、岡田が、委員長代理を本庄委員が担当することになりました。

事務局（玉置）
　公益代表委員の方々で協議いただいた結果、委員長に岡田委員、委員長代理に本庄委員を選出していただきました。
　御意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

事務局（玉置）
　ありがとうございます。それでは委員長を岡田委員、委員長代理を本庄委員にお願いし、これ以後の議事進行につきまして、岡田委員長に引き継ぎたいと思います。岡田委員長、よろしくお願いいたします。

岡田委員長
　委員長に選任されました岡田です。よろしくお願いいたします。円滑な審議に御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。
　はじめに議事録確認委員等の指名を行いたいと思います。公益側は私が担当することにいたしますが、労使それぞれ１名の委員を推薦いただき指名したいと思います。労働者側はいかがでしょうか。

山本委員
　はい、では、山本が担当させていただきます。

岡田委員長
　ありがとうございます。では、使用者側は。

児玉委員
　はい、児玉の方でやらせていただきます。

岡田委員長
　はい、ありがとうございます。それでは、労働者側は山本委員、使用者側は児玉委員が推薦されましたので、議事録の確認委員に指名することにいたします。
　また、公開用の議事要旨の確認についてもどうぞよろしくお願いいたします。
　次に、議題の２の和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を行います。
　はじめに、事務局から配付資料と申出内容についての説明をお願いいたします。

事務局（玉置）
　はい。資料４ページ目の資料３を御覧ください。改正決定等の必要性に関しての形式的審査結果となりますが、こちらは第２回本審の際にも資料としてお配りしたものと同じ資料になっております。続いて５ページ目、資料４を御覧ください。こちらは和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る申出書の写しになります。なお、

資料４申出書の原本ですが、こちらは事務局に原本がございますので、もし御要望があれば御確認いただけますのでよろしくお願いします。

和歌山県鉄鋼業最低賃金、現行は１，１７０円の改正決定を申し出る内容となっております。労働協約ケースになりますので、適用を受けるべき労働者の３分の１以上の労働協約をもって申出があったということになっております。以上です。

岡田委員長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

（意見なし）

岡田委員長

それでは、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について御検討をお願いいたします。各側から御意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、労働者側からまず御意見をお願いいたします。

山本委員

はい、労働者側から鉄鋼業に関してですが、和歌山県では鉄鋼は基幹産業ということで、毎年改正していただいておりますので、今年も必要性が認められればと思っております。以上です。

岡田委員長

ありがとうございます。では、使用者側は。

児玉委員

ただいま労側からもお話がございました、鉄鋼業については基幹産業という認識でございますので、引き続き改正決定が必要と思われます。

岡田委員長

ありがとうございます。公益委員は何かございますでしょうか。

（意見なし）

岡田委員長

はい、ありがとうございます。

では、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、当委員会の意見の取りまとめを行いたいと思います。

和歌山県鉄鋼業最低賃金につきまして、改正決定の必要ありということを当委員会の意見としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

岡田委員長

それでは、本最低賃金の改正決定の必要性ありということが了承されたものといたします。後ほど事務局は、小委員会報告書案の作成をお願いいたします。

それでは、次に、議題３の和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を行います。

はじめに、事務局から申出内容についての説明をお願いいたします。

事務局（玉置）

はい、お配りしました。１１ページ目、資料５になりますが、申出書の写しとなっております。和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金については、現行８６９円の改正決定を申し出る内容となっております。

御承知のとおり令和４年度以降改正されておりませんので、現在は和歌山県最低賃金が適用されております。なお、今回この特定最賃の改正決定の必要性が認められた場合は、最賃法第１６条の規定により地域別最賃の改定後の金額を１円以上上回る改定額、つまり時間額１，１０２円以上とする必要がありますのでよろしくお願いいたします。以上です。

岡田委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

（質問等なし）

岡田委員長

それでは、和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について御検討をお願いいたします。

各側から御意見を伺いたいと思いますが、まず労働者側はいかがでしょうか。

芝池委員

はい、よろしくお願いします。今、事務局から御説明がございましたとおり、長年埋没している状態ということではありますが、今回、和歌山県百貨店，総合スーパーにおきまして、協約の形式的要件は７６．５％で十分に満たしていると思います。

１４ページを御参照いただきますと、協約の中身についてオークワ労働組合の方が、金額的に昨年以上に条件を引き上げたただし書きをいただきまして、最低賃金に対して１０円以上の加算をするというような協定を結んでいただきました。

そして、イオンリテールワーカーズユニオンにおきましても、現在は１，０９０円ですが、これも現在の最賃が１，０４５円に対して１，０９０円ということで、最賃を大きく上回る協定を毎年結び直していただいているという状況でございま

す。
　そして近鉄百貨店におきましても１，０４５円に対して１，０５０円ということで、こちらはあまり優位性がないのですが、今回、昨年度と違うのがそれぞれただし書きをつけていただいたというところです。
　これは、近年やはり最低賃金の引き上げ額が５０円台、６０円台と大幅に上がっているということがございますので、地賃の審議が終わった段階でその金額を超えてしまうというような背景がありまして、それに対してもし改正されるならばそれに対応して、別途、金額審議をしていただけるということで、この３社に確認をとっております。
　ですのでここに関しましては、それぞれ金額的にも、そして改正が認められた場合の金額審議についても、ただし書きで条件を付けていただいているということでこれまで以上の労働協約内容となっております。
　この辺も加味していただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

岡田委員長
　はい、ありがとうございます。では使用者側にお願いいたします。

児玉委員
　はい、令和４年から埋没するということになっているその背景も含めてですね、地賃の方のアップ率が相当高くなってきていて、それにこの百貨店，総合スーパーの特異性といいますか、特別扱いをするということの意味合いが薄れたということだと思います。
　今、労側の方からそれぞれ３社の状況を聞かせていただいたわけですが、その協定の内容が、今回、地賃が５６円アップということで、それに伴ってそれぞれが１，１０１円を上回るであろうということが予見されるわけで、そのとおりそれぞれ使側、労側の方で協議をしていただいたらそれに尽きるのかなと、改めて特別扱いをするということの御説明としては、ちょっと足りないかなと思ったところであります。以上です。

岡田委員長
　はい、ありがとうございます。公益はいかがですか。

（意見なし）

岡田委員長
　はい、ありがとうございます。
　それでは、取り扱いについて、少しオフレコで御相談したいことが公益からありますので、１回録音を止めていただければと思います。

（録音停止）

岡田委員長

はい、では再開いたします。

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金につきましては、審議を進めてまいりましたが、労使の意見が一致しませんでしたので改正決定の必要性あり、とすることはできないという結論といたしたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

（異議なし）

岡田委員長

事務局は後ほど報告書案の作成をお願いいたします。

では、次に議題４の（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定の必要性の有無について審議を行います。

事務局から申出内容についての説明をお願いいたします。

事務局（玉置）

はい、３０ページ、資料６が申出書の写しとなっております。（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットを対象とする特定最低賃金の新設を求める労働協約ケースの申出となっております。

申出のありました和歌山県内の百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケットの業種に該当する適用使用者数及び適用労働者数を令和３年度経済センサスの活動調査の令和５年次フレーム確報及び令和７年最低賃金に関する基礎調査結果から算定した結果が、４ページにございます資料３の形式的審査結果の最下欄、一番下の方にお示しのとおり適用労働者数８，３５７名に対し、申出を行う者が代表する基幹的労働者数が４，２７３名であり、新設の場合、申出者数が対象基幹労働者数の２分の１以上が要件となりますので、今回の申出はその要件を満たしております。以上になります。

岡田委員長

はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

（質問等なし）

岡田委員長

それでは、労使双方から御意見を伺いたいと思います。もしこの段階で御意見をまだ開示できない、個別の協議が必要ということであれば、そのようにおっしゃっていただければと思います。

まず労働者側はいかがでしょうか。

芝池委員

はい、資料のほうお願いしていいですか。

（労働者側提出の非公開資料を公益、使用者側委員に配付する。）

芝池委員

今回の新設ですが、内容的には百貨店、総合スーパー、食品スーパーマーケットということで、昨年度に申出した内容と同じでございます。

ただ、一点大きく違うのが、昨年度は公正競争ということで出させていただきまして、いろんなやり取りの中で使側から公正競争に対する理解がなかなかできないということでございましたので、今回は協約ケースということで出させていただいております。

そもそも和歌山県百貨店，総合スーパーの既存がありますが、先ほど百貨店、総合スーパーについては特別性が認められないということで、使側の方から御意見をいただきました。

実際問題、かねてから和歌山県百貨店，総合スーパーが地賃に埋没する状況の中で、昨年度に続いて今回、新設ということで食料品スーパーマーケットを付けて、いわゆる和歌山県内で食料品を扱う産業として３つの業種を選んでいるわけでございます。

鉄鋼は間違いなく誰もが認める和歌山県における基幹産業であるということで、長年必要性有りということになっていますが、和歌山におきましてそれ以外の主たる基幹産業と言えるものがないということなのか、他の特定最賃がないという状況でございます。

しかし、この流通業という大きな括りにおきましては、和歌山の中でも主たる産業と言えると思います。ただ、流通業はある程度幅が広いですので、この流通業の中でも百貨店、総合スーパーマーケット、そしてこの食料品スーパーマーケットを含むことによってこの流通業の中の主たる産業という位置づけができるのではないかということで、昨年、今年度と新設の申出をしているわけでございます。

やはり和歌山県におきまして、この鉄鋼だけでいいのかということを一点は問いたいです。流通業におきましても、今、非常に人を採用できないという状況にあります。そういう中において、やはりこの３業種につきましては、特にこの食料品を扱っているという点におきましては、間違いなくすべての和歌山県民が日々利用する産業でございます。

食料品流通業は、まさに県民に密着した産業であるので、これはある意味、基幹的な産業と言えるのではないかということでございます。そして、鉄鋼以上に日々県民が利用する主たる産業でありながら、企業にとって本来採用したい人がなかなか来ず、今、人が足りていないという状況があります。

これを解消するためには、やはりそこの労働条件を見直していく、すなわち賃金であり、ここに優位性を持たせないとこの産業が維持発展できないのではないかということでありますので、今年度も申請をしているわけでございます。

今、資料をお配りしましたが、データがとれた和歌山県と近隣府県の三重県、大

阪府、奈良県を記載しております。
　左側の卸売業、小売業の全体で見ましても一番左上の１０人以上の規模計の合計で、和歌山県内では２８１，２００円ということでございますが、大阪はもちろん相当高いというのは皆さん御承知かと思いますが、例えば三重県、そして奈良県を見ましても和歌山県が引き離されています。
　特に地賃で常に意識している奈良県におきましても、２８１，２００円に対して３１３，４００円ということで、大きく水をあけられている状況でございます。
　横に３つの規模で記載しておりますが、その中間１００人から９９９人という規模で見ましても、奈良県と４万円ほど大きく離されているという状況でございます。そして、一番右端の短時間のデータの時間給を見てもらいましても、和歌山県の規模計１０人以上で１，１４９円ということで、この段階でも地賃よりは、はるかに高いのですが、これが三重県だと１，２３２円。奈良県でも１，１７９円ということで、奈良県とは地賃の６円ではなく３０円も引き離されているという状況にあります。
　あるいは中間の１００人から９９９人を見ましたら、８０円以上の格差が開いているという状況にあるので、この小売業においては地賃以上の開きがあるということでございます。
　やはりこういうところは、なんとか和歌山県としましても手を入れて、流通業、中でもこの食料品を扱う産業を守るということでは、十分に必要性があるのではないかと労働側としては考えておりますので、御検討いただきたいと思います。
　よろしくお願いいたします。

岡田委員長
　はい、ありがとうございます。では、使用者側の方お願いいたします。

児玉委員
　はい。その前に確認や質問があるのですが、令和４年以降、百貨店，総合スーパーが埋没しているわけですが、その後、対象業種が少し変わっていったと思うのですが、新設の議論が出てきたのは何年からで、今回は去年と同様というふうに伺いましたが、その前、何年にどういう説明があったか、もう一度確認できたらと思います。

岡田委員長
　はい、では労側から。

芝池委員
　この百貨店、総合スーパー、食料品スーパーマーケット、以前はここにドラッグストアをつけて申出をしていたかと思います。それは私の前任の方からですが、埋没している中で数年そのままだったけれども、やはり和歌山県内におきましても、流通業でなんとかこの和歌山県百貨店，総合スーパーに代わるものを組みたいということでスタートしたわけです。

その時にはドラッグストアを含めた中でやっていました。それは、ドラッグストアが、近年、非常に増えてきておりましたので、ドラッグストアをつけていたというふうに認識しております。昨年度からドラッグストアを抜いて、食料品スーパーマーケットにした理由というのは、一つはドラッグストアはもちろん身近な産業ではありますが、まずは食料品というところにスポットを当てております。

なぜかというと、先ほども若干申し上げましたが、食料品はすべての県民が日々使う産業ですので、そういう意味では鉄鋼よりも身近な産業であり、誰もが利用する業種でございますので、この食料品ということに大きくスポットを当てて、昨年度から取り組んでいるということでございます。

そういう意味ではある程度、県民の皆様にも御理解いただける内容ではないかなということでございます。

岡田委員長

使用者側は今の御意見に対していかがですか。

児玉委員

大分類、中分類、小分類の産業の分類が変わったと思うのですけれども、ちょっとそこのところをもう一度、共通認識を持っておきたいと思うのですが、頂いた冊子の何ページでしたかね。

事務局（岡本）

２６０ページあたりから小売りだと思います。

児玉委員

すみません、ちょっと労側の方からこの産業分類のどこを今ターゲットにしているかというのをもう一回確認をいただけますか。

芝池委員

この分類につきましては、実は大分類の中でこの分類は確かに２年ぐらい前から変わったと認識しております。その時に確かドラッグストアというと分類の中で切り分けをしたわけですが、昨年度、私どもはこの分類を一つの分類の中で考えるのではなく、この分類を渡ってもいいということを賃金室の方に確認をとって分類を組み直したということであります。

なので、一つの分類の中でやっているというわけではないというわけでございます。

児玉委員

今、資料を御覧いただいている中で、２６２ページに５６１、百貨店、５６２、総合スーパーマーケットでございますが、食料品の分類はどこでしたかね。

事務局（岡本）

５８１１ですね。そのページのちょっと右側の下の方ですね。

児玉委員

はい、ありがとうございます。５８１１の食料品スーパーマーケットということで確認をいたしました。

先ほど御説明があったドラッグストアについての議論がありました。そのドラッグストアの上にはコンビニエンスストアもございます。

以前にも御指摘させていただいたのはその対象とする範囲ですね。いわゆる流通業という大きな概念の中に運送業なども流通の中に入ってくるかと思います。基幹となる産業という言い方なのか、例えばエッセンシャルワーカーという言い方なのか、県民にとって日々大切な産業と対象事業ということの議論の中で、コンビニエンスストアもドラッグストアも同様に食料品を扱っているところが普通にありまして、そういったところが、日々、県民の利用に対応していただいています。それら業種の切り分けで、こっちが入ってこっちが入らないというのは県民の皆さんには大変分かりにくいというそんな議論をさせていただいたところです。

今回の御説明についても、個々の必要性についてというより、全体としての分かりにくさについての説明にはなっていないかなということを御指摘したいと思います。

岡田委員長

はい、労側は。

芝池委員

はい、今の御指摘は私が記憶する中では一昨年にそういう御指摘があって、各種商品小売業という中で分類をして組み合わせていたと思います。

百貨店、総合スーパー、そしてドラッグストアということで、その中でコンビニエンスストアはなぜ入っていないのかと、ホームセンターもこの中にあるじゃないかということで御指摘を以前されたかと思います。

今回はこの各種商品小売業という分類の中での組み合わせではなくて、あくまでこの食料品スーパーマーケットは５８の飲食料品小売業なのですが、ここをこの一つの分類の中で組み合わせて特賃を作るのではなく、いわゆる食料品というところにスポットを当てて、分類ではなくて業種としてもう少し県民にとって分かりやすいというところで昨年度から申請させてもらっているということなので、分類ではないというところは御理解いただきたいと思います。

岡田委員長

はい、使側はいかがですか。

児玉委員

労働協約ということの定義の中で、労使が協定を結んでいるという背景があるか

と思うのですが、別の言い方をすれば協約を結びやすいところだけを取り入れて、協約をしにくいコンビニエンスストア、ドラッグストアさんを除いているというふうにも取れるところであって、やりやすいところからやっていこうよというふうにしか見えてこないので、それは結果として利用者である県民の皆さんには非常に分かりにくいということだと思います。

岡田委員長

今の御意見に対して労側は。

芝池委員

はい。例えば見方によってそういう取り方もあるのかなと思いますが、単純にそうではなくて、例えばコンビニエンスストアもドラッグストアもホームセンターも全部入れていくとあまりにも広がりすぎてしまって、いわゆる小売業の中で各種食料品小売業と何が違うんだということになると思いますし、各種食料品小売業にしてしまうと、よく使用者側から支払い能力を問われるような零細企業も入ってくるわけです。

かつては各種食料品小売というような分類で特賃を持っていた県もたくさんあったと思います。でもそれをすると本当に小さい零細企業が入ってくる。そうすると地賃でも大変なのに特賃でそれ以上の金額を当てはめられたら、それこそ支払い能力に関係してくるだろうということで、今は我々もこの分類の中で業種を絞り込んで取り組んでいるというふうに変えてきているのです。

そういうことで、コンビニエンス、ドラッグストア、あるいは１００均などを言ってくるとこれはあまりにも広がりすぎてしまって、そこまで入れるのであれば、別に地賃でいいんじゃないのかというふうになってしまいかねないというところもあります。

和歌山県において地賃に埋没していない特定最低賃金が鉄鋼業の一つしかない中で、特定最低賃金を増やしていくということが、和歌山県の産業を守っていくことになるのではないかと思いつつ、全部一緒に一気にできるわけではないので、先ずはその中で優先順位をつけて、守るべき優先順位の高い産業、業種で取り組んでいるということを御理解いただきたいと思います。

岡田委員長

はい、ありがとうございます。それぞれ意見をある程度出していただいて、まだちょっと一致点は見えないという形なので、もし可能であれば、この時点で公労公使の個別の協議をさせていただければと思いますが、その運びでよろしいでしょうか。

（異議なし）

岡田委員長

はい、ありがとうございます。では最初、公労でお話しできればと思うので、使

側の皆様にはちょっとお待ちいただければと思います。

（公労個別協議）
（公使個別協議）

岡田委員長
　では再開いたします。（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金につきましては、公労・公使で個別の協議を行ってまいりましたが、今日のところはちょっと結論を得るには至っていないというふうに考えますので、後日、継続して審議したいというふうに思いますけれども、まず労側はそれでよろしいでしょうか。

（異議なし）

岡田委員長
　使側もそれでよろしいですか。

（異議なし）

岡田委員長
　はい、ありがとうございます。では労使双方から再審議を求めるという意見がありましたので、（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金につきましては、次回に継続して審議するということにしたいと思います。
　事務局は後ほど、次回の日程について説明をお願いいたします。
　それでは、本日の必要性に関する審議はここまでといたしまして、事務局は、本日結論が得られました和歌山県鉄鋼業最低賃金、それから和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の報告書案の配付をお願いいたします。

（委員に特別小委員会報告書案を配付）

岡田委員長
　はい。では事務局は報告書案の朗読をお願いいたします。

（事務局が特別小委員会報告書案を朗読する）

岡田委員長
　ただいまの報告書案について御意見等ございませんでしょうか。

（意見なし）

岡田委員長

特に意見がないようですので、ただいまの報告書案が了承されたものといたします。事務局は報告書の写しを配付してください。

（事務局が特別小委員会報告書写しを配付）

岡田委員長

それでは、この報告書を次回の第５回本審に提出することにいたします。

続きまして、議題５の「その他」ですが、委員の皆様からは何かございますでしょうか。よろしいですか。

（意見なし）

岡田委員長

では、事務局から次回の日程などについて説明をお願いいたします。

事務局（玉置）

それでは、次回の日程について御連絡いたします。

次回の第２回特別小委員会の日程につきましては、９月２日、水曜日、午前１０時から、この会議室で開催しますのでよろしくお願いいたします。なお、第４回本審におきましてお知らせしておりますが、第２回特別小委員会閉会後の９月２日、午前１１時３０分から第５回本審を開催したいと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。以上です。

岡田委員長

では次回は９月２日、水曜日、午前１０時に開催をいたします。

本日の審議はこれで終了とします。

委員の皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。